

## 第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年11月24日 午後3時00分から4時05分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	11	前 田 和 宏	出席
2	安 田 敏	出席	12	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	13	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	14	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	欠席	15	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	16	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	17	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	18	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	19	茂古沼 美 則	出席
10	辻 和 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 9番 鈴木 賢 委員
  - 10番 辻 和義 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 土地の現況証明願について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

6 議事

(開会 午後 3 時 0 0 分)

議 長 ただ今から、令和 5 年第 1 1 回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は 1 8 名であり、定足数に達していますので、総会は成立しております。  
議事録署名委員は、9 番 鈴木委員、1 0 番 辻委員を指名します。  
報告第 1 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 1 号第 1 項から第 1 9 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 1 号は報告済みといたします。  
次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第 2 号第 1 項から第 6 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第 2 号は報告済みといたします。  
次に、議案第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 1 号第 1 項朗読、説明)

本件につきましては、農地法第 1 8 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第 1 項につきましては、後ほど、議案第 3 号において「農地法第 3 条の規定による賃借権等設定の申請」がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第 1 号第 1 項について、要件を満たしているということよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
林委員から、調査報告をお願いいたします。

7番 今月10日に経営主の譲受人と現地を確認してまいりました。親子間の贈与を農地  
法第3条で行うための申請であります。何ら問題はないと思われま  
す。以上です。

議長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい  
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決  
定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め  
ます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
香川委員から、調査報告をお願いいたします。

1番 今月11日に譲受人とお話をしてまいりました。親子間の贈与ということで、問題  
はないと思われま  
す。以上です。

議長 香川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

3番 貸主が営農を中止されるということで、親戚にあたる借主が耕作されるということ  
で、この件が出ております。賃借料につきましては、地域の平均的な価格であります  
ので、妥当な金額であると思われま  
す。以上です。

議長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございま  
せんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定  
いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め  
ます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

安田委員から、調査報告をお願いいたします。

2 番 場所につきましては、道道から東に入っていくところでありまして、議案第1号にあります借主が耕作されていたところを手放すということで、隣接する今回の借主が借りて耕作することになりました。古屋敷のところを合わせて2町2反ということがあります。また、貸主は管外にお住まいなので、電話で確認しましたがけれども、金額についても高くはないと思いますので、問題はないと思われれます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が昭和牧場の一部を使用して、十勝川温泉を利用する観光客に雪上を利用したスノーモービル試乗を提供するため一時転用する計画であります。降雪後の雪上の利用のみで、土壌に影響は与えず、雪解け後はそのまま採草放牧地に戻ります。

期間は、令和6年1月1日から令和6年2月29日までです。

申請地については、別添「調査書」の7ページ、8ページにあるとおりで、6,000㎡の一時転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の3ページ及び4ページにあるとおり「農用地区域内農地」ではありますが、農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用の例外許可事由にあたるかと考えられます。

一般基準につきましては、別添「調査書」の4ページから6ページにあるとおりで、本事業は、転用者が保有している資産と人員で行うため、新たな資金調達は発生いたしません。

また、転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないものと考えられます。

本件は、平成24年度から昭和牧場でアウトドアメニューを提供しており、過去3カ年の利用者延べ人数は、令和2年度は9人、3年度はコロナ感染症と雪不足の影響等で4人、4年度は9人の利用となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

6 番 この案件ですが、11月17日に現地調査をまいりました。ただ今、説明があったとおり、昭和牧場の草地でございます。いつもでありますと、もう少し大きな面積の転用でしたが、今回は6反ということであります。

雪解け後の現地は草地が荒れている様子もなく、何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページ及び10ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

19番 11月13日に現地を確認してまいりました。「調査書」の10ページを見ていただければわかりますように、宅地に隣接している土地ですけれども、現在のところ畑としての利用はされておりません。ご覧のとおり、雑木が生え原野の状態となっております。この土地の西側には明渠排水があり、近隣の農地と続けて耕作するということも不可能であります。願出のとおり非農地であると確認してまいりました。以上です。

議長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定

いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第5号第2項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページ及び12ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

2番 11月13日に事務局とともに現地を確認してまいりました。「調査書」の12ページにありますけれども、太い線で囲われた中が今回の対象の土地となります。対象地に囲まれたかぎ型の土地については山林ということで願出地からは外れております。元々の宅地が北側の部分でありましたけれども、現状は住宅、防風林、格納庫等が南面に移りましたので、その部分について宅地として認めてほしいということでありまして、こちらの宅地に入っていく通路は崖の稜線を登っていくような地形となっております。このくらいの面積が必要となると判断いたしました。また、元々の宅地の部分でありますけれども、建物が無い部分については畑として登記したいということでありました。以上です。

議長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第5号第3項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の13ページ及び14ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第5号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

12番 こちらの件ですけれども、11月13日に、願出地が私と吉田委員の地区の中間あたりでありますので、吉田委員と事務局にて現地確認しております。現状、古い母屋と、その南側には林の状態になっている土地であります。数十年このままの状況であ

るのではないかとと思われます。家の方も数年は住まわれていないだろうという状況です。農地としては復旧の難しい非農地と判断してまいりました。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第1項から第19項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第20項からご説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。

(議案第6号第20項から第23項朗読、説明)

以上、議案第6号第1項から第23項までにつきましては、別添「調査書」15ページから22ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項から第23項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第23項までについて、決定いたします。

次に、議案第7号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。  
続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議 長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第6項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いいたします。

16番 第1項、共栄地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、報徳地区のBさん(40歳)を選定いたしました。

第2項、ひびき野東町1丁目のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、桜田地区のDさん(44歳)を選定いたしました。

第3項、牧地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、牧地区のFさん(44歳)、牧地区のGさんの後継者Hさん(30歳)の2名を選定いたしました。

第4項、柳町仲地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、報徳地区のJさん(53歳)、報徳地区のKさん(56歳)の2名を選定いたしました。

第5項、旭地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、旭地区のMさん(53歳)、旭地区のNさん(46歳)の2名を選定いたしました。

第6項、緑葉台仲区東地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北昭和地区のPさん(58歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 　ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 　（全員なし）

議 長 　議案第8号第1項から第6項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 　（全員異議なし）

議 長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第6項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第11回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時05分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年11月24日

議 長 　高 野 春 夫